倉吉市国土強靱化地域計画（第２期計画）素案

～災害に強く安心して暮らせるまちづくり～

【 概 要 版 】

令和８年12月

倉吉市

管理計画課

第２期計画の概要　策定趣旨、位置付け

1.計画の策定趣旨

令和2年3月の「倉吉市国土強靱化地域計画（第1期計画）」策定から６年が経過し、本計画の推進期間を概ね５年間とする中、国は令和7年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、この計画を基に鳥取県は令和8年3月に「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定された。本市においてもこれら計画との調和と近年の社会情勢の変化や新たな大規模自然災害から得られた教訓を踏まえて「倉吉市国土強靱化地域計画（第２期計画）」を策定するもの。

2.計画の位置付け

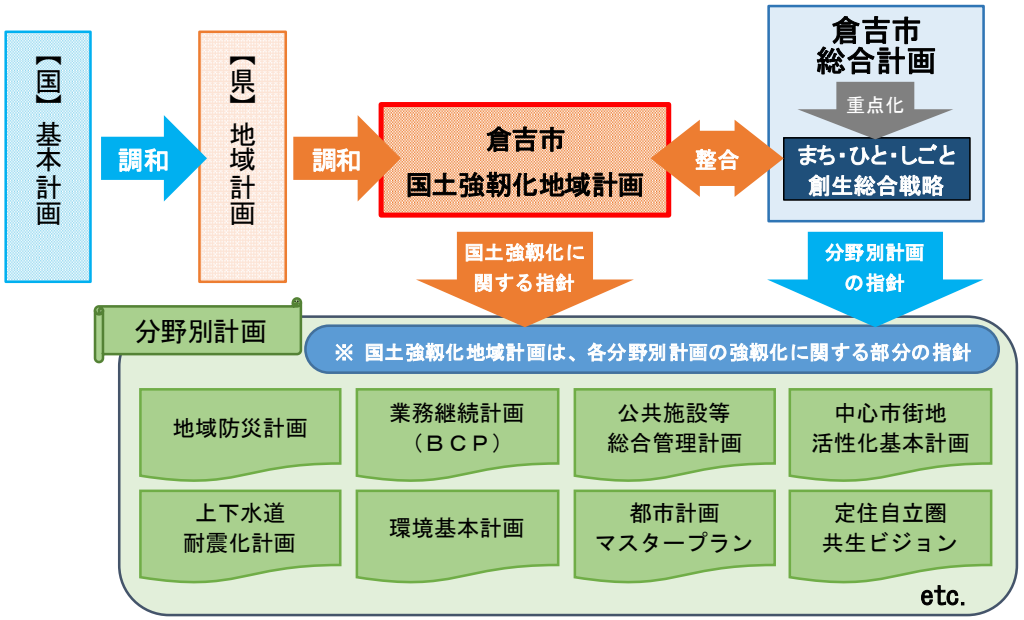
国土強靱化基本法第13条に基づいて策定され、同法第14条に基づき国が定める国土強靱化基本計画と調和させたものであり、本計画は、国土強靱化の観点から、様々な分野での指針となるものである。

国土強靱化基本計画

国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化基本計画**を定めなければならない。
(法第10条)　[政府が作成]

地域計画

国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化地域計画**を定めることができる。
(法第13条)　[都道府県・市町村が作成]



3.計画期間

第２期計画の推進期間は、令和8年度から令和12年度の概ね5年間とする。

4.計画策定の流れ

STEP1 目標の明確化	STEP2 最悪の事態・施策分野の設定	STEP3 脆弱性評価・課題検討	STEP4 対応方策の検討	STEP5 対応方策の重点化
4つの「基本目標」に対し社会経済システム上で必要な要件8つの「事前に備えるべき目標」を設定	・想定する大規模自然災害の抽出 ・「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」を30ケース設定 ・取組分野の設定	現状調査及び現状分析により、脆弱性評価結果をとりまとめ、重要業績指標（KPI）の現状値を把握	各々の施策プログラム及び施策分野について、推進方針を検討（指標及び数値目標（KPI）の設定）	「起きてはならない最悪の事態」の中から、特に回避すべき事態を絞込み、プログラムを重点化し、実行性と効率性を確保

第２期計画の基本的な考え方

1.計画の策定方針

① 倉吉市国土強靭化地域計画（第1期計画）の基本理念、基本目標を基本的に継承する。
② 第1期計画の重要業績指標（KPI）の評価・分析・結果を踏まえて計画の見直しを行う。
③ 国の国土強靭化基本計画（令和5年7月）、第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月）及び 鳥取県国土強靭化地域計画（第３期計画）（令和8年3月）との調和を図る。
※ 県地域計画（第３期計画）を基本とし、本市の実情に即した内容に加除、構成する。
④ リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」と「脆弱性評価」の見直しを行い、必要な「施策」を再設定する。
⑤ 本市における第12次倉吉市総合計画や各分野別計画との整合を図る。

2.計画の基本理念

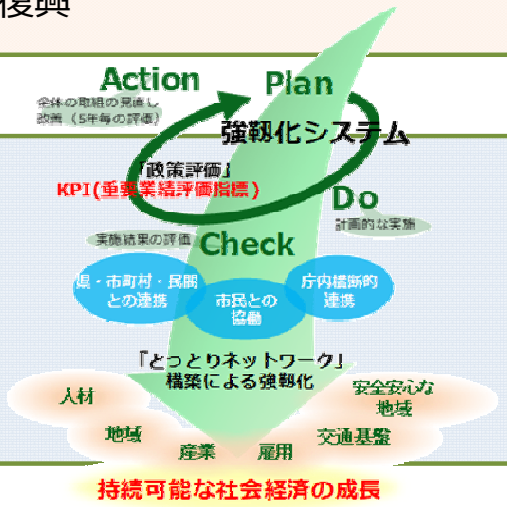
いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築し、地域活性化と持続的な成長にも繋がる取組により「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」を推進する。

3.計画の基本目標

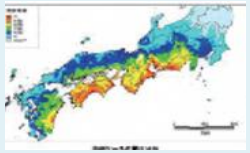
１．人命の保護が最大限図られること
２．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
３．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
４．迅速な復旧・復興

4.国土強靭化を進める上での留意事項

① 地方創生と連携した相乗効果による強靭化の推進
② ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
③ 既存社会資本の有効活用による施策推進
④ 人材育成と官民連携等による効率的・効果的な施策推進
⑤ デジタル社会における新技術の活用と国土強靭化のイノベーション
⑥ KPIによる定量的な施策評価とPDCAサイクルによるマネジメント



想定する大規模自然災害

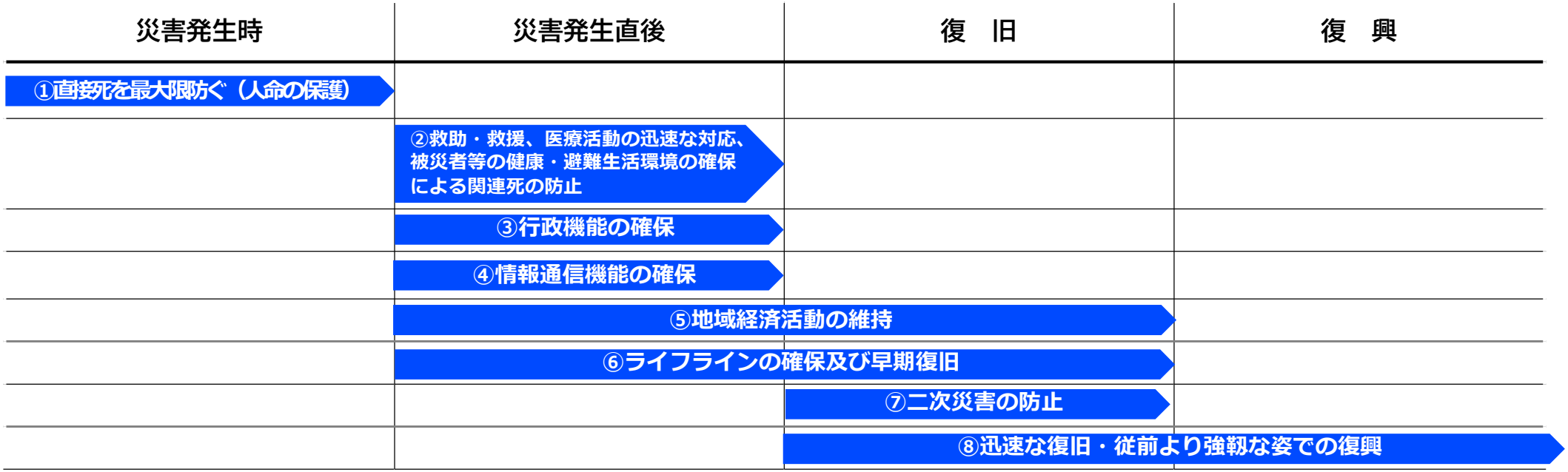
大規模災害	大規模自然災害による起きてはならない事象	想定するリスク
地震	・住宅等の倒壊や火災による死傷者の発生 ・住宅密集市街地における火災の延焼 ・インフラ機能停止による避難、復旧の難航 	鳥取県地震防災調査研究委員会が設定する断層による地震動 【参考とする過去の主な災害】 ・昭和18年鳥取地震 ・平成28年鳥取県中部地震 ・令和6年能登半島地震
津波	・建物の倒壊・流出等による死傷者の発生 ・広範囲な浸水による都市機能の停止 ・流出がれき等の散乱堆積による復旧長期化 	平成30年に鳥取県が公表した「津波浸水想定」の対象となる津波 【参考とする過去の災害・最新の知見】 ・平成23年東日本大震災 ・平成26年国提示の津波断層モデルによる解析と被害想定
豪雨 暴風雨	・豪雨に伴う河川の氾濫による死傷者の発生 ・低平地の排水機能停止に伴う長期間の冠水による経済活動の停滞 	河川整備計画規模（ハード対策）、想定し得る最大規模の豪雨（ソフト対策） 【参考とする過去の主な災害】 ・昭和62年台風19号　・平成23年台風12号 ・令和3年7,8月豪雨　・令和5年台風7号
土砂 災害	・土石流、がけ崩れ等による死傷者の発生、住宅の倒壊 ・交通物流の寸断による孤立集落の発生 	時間80ミリ以上の『猛烈な雨』等に伴う土石流などの土砂災害 【参考とする過去の主な災害】 ・昭和62年台風19号 ・平成19年豪雨（若桜町、琴浦町）
豪雪 暴風雪	・なだれや建物倒壊による死傷者の発生 ・幹線の交通支障による地域間の物流寸断 ・積雪による迂回路がない集落の孤立化 	大雪に伴う道路・鉄道の寸断、なだれ、鉄塔損傷による送電寸断、農林水産施設への被害 【参考とする過去の主な災害】 ・昭和59年豪雪　・平成23年豪雪 ・令和5年豪雪
南海 トラフ 地震	・支援の遅れ等による被災地の被害の拡大 ・太平洋側の社会経済システムの機能不全 	令和7年3月に中央防災会議が最終報告した津波規模 （南海トラフ巨大地震対策検討ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ）

事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標

①直接死を最大限防ぐ（人命保護）	大規模自然災害が発生したときでも、直接死を最大限防ぐ
②救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③行政機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
④情報通信機能の確保	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤地域経済活動の維持	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ライフラインの確保及び早期復旧	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦二次災害の防止	制御不能な二次災害を発生させない
⑧迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速にかつ従前より強靭な姿で再建・回復できる条件を整備する

時間軸上の８つの目標



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

○大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」について設定する。
○本計画では、国の基本計画で設定される35項目と県地域計画で設定される32項目の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市の地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性、災害履歴を踏まえ30項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（30項目）	
①直接死を最大限防ぐ（人命の保護）	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）
	1-2	津波による死傷者の発生
	1-3	ゲリラ豪雨等による市街地の浸水
	1-4	土砂災害等による死傷者の発生
	1-5	豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	林野火災の延焼により、周辺住家等の被害による死傷者の発生
	1-7	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
②救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	2-1	被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）
	2-2	長期にわたる孤立集落等の発生（豪雪による孤立等を含む）
	2-3	救助・救援活動等の機能停止（絶対的不足、エネルギー供給の途絶）
	2-4	保健・医療、福祉機能の麻痺（絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶）
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③行政機能の確保	3-1	市町村等行政機関の機能不全
④情報通信機能の確保	4-1	情報通信機能の麻痺・長期停止 (電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等)
⑤地域経済活動を維持	5-1	地域競争力の低下、県内経済への影響（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）
	5-2	交通インフラネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
	5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
⑥ライフラインの確保及び早期復旧	6-1	電力供給ネットワーク等機能停止（発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）
	6-2	上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態（豪雪による分断を含む）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（30項目）	
⑦二次災害の防止	7-1	大規模火災や広域複合災害の発生
	7-2	ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生（農地・森林等の荒廃による被害を含む）
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出
	7-4	風評被害等による県内経済等への甚大な影響
⑧迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
	8-5	長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策分野

○「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「個別施策分野」を設定する。また、各目的の早期の実現、多面的な視点からのアプローチを図るため、施策同士を効率的・効果的に組み合わせた「横断的分野」を設定する。

【個別施策分野】

①行政機能分野（行政機能/警察・消防等）
②住環境分野（住宅・都市、環境）
③保健医療・福祉分野
④産業分野（エネルギー、金融、情報通信、産業構造、農林水産）
⑤国土保全・交通分野（交通・物流、国土保全、土地利用）

【横断的分野】

① リスクコミュニケーション分野
② 老朽化対策分野
③ 人口減少対策分野
④ 人材育成分野
⑤ 官民連携分野
⑥ デジタル活用分野

脆弱性評価

評価の考え方

○30のリスクシナリオに対して、設定した施策分野における取組状況を把握して弱点を洗い出し、課題を抽出する。

評価の概要

事前に備えるべき目標	脆弱性評価結果の総括（強靭化に必要な取組）
1．直接死を最大限防ぐ（人命保護）	➢住宅や社会福祉・教育施設、大規模建築物等の耐震化や感震ブレーカー等の安全対策の推進 ➢倉吉市の各インフラ長寿命化計画（個別計画）に基づいた道路施設の老朽化対策と機能強化 ➢豪雨・災害の激甚化に備えた流域治水対策の推進、治水計画の見直し、要配慮者利用施設の避難体制を構築 ➢土砂災害のリスク軽減のための調査、住民への防災教育等の実施、要配慮者利用施設の避難体制の構築 ➢除雪体制の強化のため、県・事業者等と連携した危険木の事前伐採や除雪機械の充実等を推進 ➢林野火災の発生抑制と被害軽減、関係機関と連携した初動対応力を強化 ➢災害情報の早期伝達や方法の多様化、障がい者や外国人等の避難体制の構築、効果的な情報集約体制の構築
2．救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	➢スフィア基準の避難所に必要な物資の調達体制の強化、円滑な支援物資輸送に必要な体制整備 ➢緊急輸送道路のリダンダンシー確保のための防災・耐震対策、道路網の整備、道路啓開体制の確保 ➢孤立集落の発生防止と早期解消のため、関係機関と連携した事前対策、孤立集落ごとの対応方針の整理 ➢消防団員等の対応力強化のため、人材育成、支え愛マップ、必要施設の避難支援等による地域防災力の強化 ➢DMATやDWAT等の災害派遣チームの体制構築、感染症対策や広域受援体制の一体的な整備 ➢感染症防止対策として、DICT受入れ体制の構築、必要物資の備蓄等、医療機能や避難所生活環境の向上推進
3．行政機能の確保	➢市庁舎の機能維持のため、災害対策本部拠点の耐震化や浸水対策、機能移転体制の整備、電力・給水等の確保を推進 ➢庁舎等の耐災害性強化とBCPの実効性向上、デジタル技術を活用した情報通信基盤の強化
4．情報通信機能の確保	➢長時間の停電が発生しても、避難所機能や生活環境に支障が出ない電源対策

脆弱性評価

評価の概要

事前に備えるべき目標	脆弱性評価結果の総括（強靱化に必要な取組）
5．地域経済活動の維持	➢物流ルートが途絶しないよう、緊急輸送道路の予防保全型メンテナンスによる耐力低下の防止や機能強化によるリダンダンシーの確保、河川改修や治山・砂防施設等の整備による交通ネットワークの保全 ➢災害発生直後から交通ネットワークを機能させるため、監視カメラの活用等による監視体制の強化、道路啓開や航路啓開による早期回復、輸送モード相互の連携・代替性の確保 ➢渇水被害の抑制や用水供給の確保のため、管路の老朽化対策等による維持管理と機能強化、代替水源（災害時協力井戸等）の確保など渇水・高温対策計画の検討
6．ライフラインの確保及び早期復旧	➢電気、ガスの途絶を見据えた発電所、送電設備の耐震化等や、エネルギーインフラの機能維持のための自家発電設備等、自立分散型エネルギーの導入を推進 ➢上下水道施設の耐震化、応急給水拠点体制の整備、メンテナビリティ及びリダンダンシーの確保、被災時の下水道機能のバックアップ対策や、仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄を推進 ➢高規格道路のミッシングリンク解消、リダンダンシー確保、4車線化や付加車線の整備による機能強化推進 ➢豪雪による交通マヒの対策として、道路状況の監視やチェーン早期装着の啓発活動等を推進
7．二次災害の防止	➢消防団や自主防災組織の充実強化、上水道の機能強化、関係団体との協定による水利確保の取組 ➢複合災害を想定し、様々な災害パターンを見据えた人員や資機材の配置計画を策定 ➢ため池管理者へ決壊等しないよう適切な維持管理の啓発、下流地域住民等への防災意識の向上を推進 ➢汚染･有害物質の流出事故等のため、マニュアルや訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底 ➢風評被害時の対応手順等の検討や訓練等により、実効性を高める対策の推進
8．迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	➢災害廃棄物処理が円滑に進むよう、処理計画の見直しや広域処理のための受入協力に関する検討 ➢道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成、派遣要員の活用による人的資源の代替性の確保 ➢事前の「復興まちづくり計画」の策定 ➢ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築 ➢災害対応力の向上のため、ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域のコミュニティ力を強化 ➢物的・人的資源の輸送のため、道路の機能向上及びリダンダンシー確保、輸送手段相互間の連携の取組強化

強靭化のための取組

（1）強くしなやかなまちづくりによる「第3期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携

- 国土強靭化と地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標が一致していることを踏まえ、人口減少対策と地域強靭化を両立し、相乗効果を発揮しながら、安全・安心で将来にわたって「選ばれるまち・住み続けられるまち」の実現を推進する。

（2）デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の活用と人材育成

- 少子高齢化等の地域課題や災害の激甚化に対し、産業・医療・福祉、インフラ・防災等のあらゆる分野で新技術を導入し、DXによる生産性向上や災害対応の高度化を進める。これら技術を担う職員や専門人材の育成を図るとともに、「誰一人取り残さない」デジタル化の基、市民の格差に配慮した地域全体のリテラシー向上を推進する。

（3）気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化への対応

- 河川・海岸・砂防のハード整備やハザードマップ作成等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策、老朽化が進行した既存インフラの予防保全型メンテナンスを推進し、老朽化対策と機能回復を図る。
- 気候変動の影響による海面水位の上昇、水災害の激甚化・頻発化に対応するため、関係者が協働して行う「流域治水」を推進する。
- 適時・迅速な住民避難のため、分かりやすい防災情報の提供や地域防災力の強化を推進し、地域住民の防災意識を向上させる。

（4）交通ネットワーク、行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保

- 救助・救援・医療活動等の迅速な対応のため、公有建築物の耐震化や情報通信機能等のリダンダンシーを確保する。
- 災害発生直後の交通ネットワーク確保のため、複合災害や過酷な状況下を想定した道路啓開等の体制を強化する。
- ミッシングリンクの早期解消、4車線化や付加車線の整備、物流拠点の機能強化を図る。

（5）近年の社会情勢の変化、大規模災害で得られた教訓の反映

- 能登半島地震を起因とした複合災害、大船渡市林野火災等から得られた教訓を踏まえ、施策プログラム見直し等を計画に反映。
- 大規模な道路陥没事故を受け、上下水道の老朽化対策と災害時のリダンダンシー確保、点検・調査のデジタル化による効率化や見える化を推進する。

（6）強靭化に向けた継続した取組の推進

- 土木インフラの整備や老朽化対策、耐震化、防災教育等の地域防災力向上に資する施策を継続するとともに、自治体間での「群マネ」や「水の官民連携」の取組を推進する。併せて行政のみならず、自助・共助に係る事業者や住民主体の取組を一層促進させる。

主な施策プログラム

評価の考え方

○30のリスクシナリオに対して、ハード、ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定する。
○限られた財源の中、計画の実効性を確保するため、選択と集中の観点から設定する施策プログラムのうち、11項目を重点化する。
※「主な施策」は重点化したプログラムを優先に掲載

施策の概要

事前に備えるべき目標	主な施策（強靭化のため設定する取組の概要）
1．直接死を最大限防ぐ（人命保護）	**1-3＜重点＞ゲリラ豪雨等による市街地の浸水** ➢流域治水の推進、治水計画の見直し、内水対策の推進、豪雨・洪水情報の周知・伝達の効率化と高度化 **1-4＜重点＞土砂災害等による死傷者の発生** ➢土砂災害危険情報の周知、伝達の効率化、防災教育・防災意識の啓発 **1-5＜重点＞豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生** ➢道路の管理・除雪・啓開体制の強化、関係機関との連携強化、機械オペレーターの人材育成と確保
2．救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止	**2-2＜重点＞長期にわたる孤立集落等の発生** ➢既存路線機能の強化、孤立集落発生時の支援、集落毎の対応計画の作成 **2-5＜重点＞劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生** ➢避難所の環境設備・対策の向上
3．行政機能の確保	**3-1　市町村等行政機関の機能不全** ➢拠点施設、情報通信の機能強化、業務継続計画（BCP）による業務継続体制の強化、DXの取組推進、専門人材の育成・確保
4．情報通信機能の確保	**4-1＜重点＞情報通信機能の麻痺・長期停止** ➢情報通信設備の機能強化、電力供給のバックアップ体制強化、情報伝達手段の多様化、不感地帯の解消

主な施策プログラム

施策の概要

事前に備えるべき目標	主な施策（強靱化のため設定する取組の概要）
5．地域経済活動の維持	**5-2＜重点＞交通ネットワークの機能停止** ➢高規格道路のミッシングリンク解消、交通網の代替性確保、市管理道の機能強化と適切な維持管理
6．ライフラインの確保及び早期復旧	**6-1＜重点＞電力供給ネットワーク等機能停止** ➢関連施設の耐震化等の機能強化、代替エネルギーの確保、防災・減災対策 **6-2＜重点＞上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止** ➢上下水道施設の耐震化・耐水化、老朽化対策、業務継続計画（BCP）による機能継続、応急給水拠点体制の整備、避難所トイレの機能強化 **6-3＜重点＞地域交通ネットワークが分断する事態** ➢広域・地域交通ネットワークの代替性確保、市管理道の機能強化と適切な維持管理、関係機関との災害応援体制の強化、除雪体制の強化
7．二次災害の防止	**7-2＜重点＞ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生** ➢ため池施設の耐震化やハザードマップ作成等のハード・ソフトでの防災・減災対策、下流域住民の防災啓発の取組推進、農地・森林が持つ国土保全機能の確保
8．迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興	**8-2復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態** ➢広範囲な人材の育成・確保、災害時応援協定に基づく初動体制の構築、活動支援・調整を円滑に行うための体制整備 **8-4基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態** ➢基幹インフラの多重性・代替性確保、地籍調査の推進

国土強靭化地域計画ＰＤＣＡシステムの構築

計画推進

地域計画の推進に当たっては、パブリックコメント等から得られた意見を反映するとともに、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、市域の国土強靭化システムとして、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルの体制を構築するとともに、運用しながらスパイラルアップと計画の着実な推進を図る。

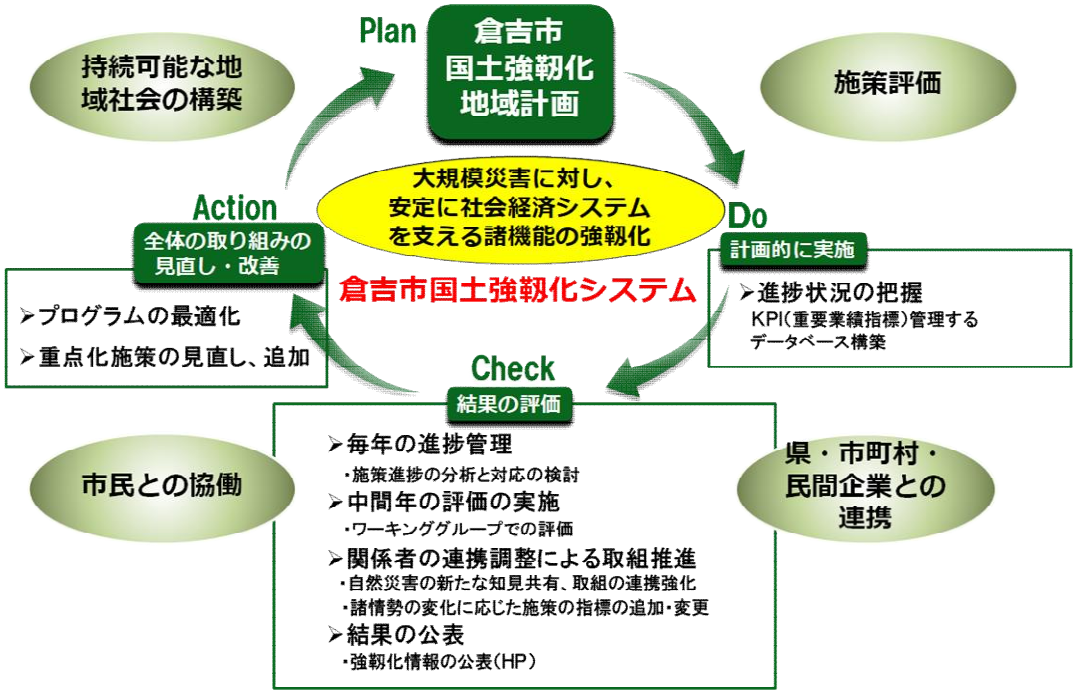
PDCAサイクルによる強靭化システム

【Plan】　脆弱性評価、施策や数値目標の設定等を実施し、本県の国土強靭化システムの指針となる地域計画を策定する。

【Do】　地域計画に基づき、設定した施策を確実に実行する。

【Check】　「政策評価」となる重要業績指標（KPI）を確認し、施策等の達成状況を評価する。

【Action】　現在の社会経済情勢や国土強靭化施策の進捗状況などを考慮して、地域計画の見直しを行う。



計画の進捗管理

地域計画の進捗管理は、以下のとおり実施する。

①毎年の進捗管理とKPI管理データベースの構築

②中間評価の実施（ワーキンググループ）

③結果の公表

また、庁内に設置する「国土強靭化ワーキング会議（企画審議会）」を中心に、県・他市町村と連携し、強靭化を図る。

①PDCAサイクルの構築

・国土強靭化ワーキンググループの適時開催

・諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更

・民間取組情報の収集

②県・他市町村との連携

・各施策における県・他市町村の取組の把握

・県が追加修正する強靭化地域計画との調整

計画の見直し等

（１）計画の見直しへの対応

計画の中間年（令和10年度）

・毎年の進捗管理と国土強靭化ワーキンググループによる評価、及び結果の反映

・社会経済情勢の変化や施策の推進状況等により、適宜見直し

計画推進期間の最終年（令和12年度）

・概ね５年の推進期間を目途とし、地域計画の全般的な見直し

（２）他の計画等の見直し

国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の改定時に併せ、所要の検討を行い、整合を図る。